

# 平成 27 年度「証券ゼミナール大会」

## 第 1 テーマ C ブロック

---

「日本において今後必要とされる  
金融リテラシーについて」

## 目次

序章	・・・	p2
第1章 金融リテラシーについて		
第1節 金融リテラシーの定義及び金融教育の意義	・・・	p3
第2節 金融リテラシーの必要性	・・・	p4
第3節 日本で必要な金融リテラシー	・・・	p4
第2章 日本における金融教育の現状について		
第1節 各段階における金融教育	・・・	p8
第2節 各主体における金融教育	・・・	p13
第3節 海外における金融教育との比較	・・・	p16
第3章 学校段階における必要な金融リテラシーについて		
第1節 小学校段階における金融教育について	・・・	p21
第2節 中学校段階における金融教育について	・・・	p21
第3節 中学校教育段階における問題への提案	・・・	p26
第4節 高等教育段階における提案	・・・	p31
第4章 社会人に向けた金融経済教育について		
第1節 社会人に向けた金融経済教育の問題点	・・・	p36
第2節 社会人に向けた金融経済教育への提案	・・・	p38
第5章 金融トラブル対策について		
第1節 金融トラブル対策の現状と問題点	・・・	p40
第2節 金融トラブル対策についての提案	・・・	p43
終章	・・・	p45

## 序章

2008年のサブプライムローンやリーマンショックに端を発する金融危機は、個々人の金融リテラシーの低さが原因の1つであるという見方があるように、  
5 現在は以前にも増して金融リテラシーの向上が求められている。2012年6月OECD/INFEによる「金融教育の国家戦略に関するハイレベル原則」の公表をきっかけに、各国は金融教育の発展に取り組んでいる。日本では、2013年4月金融庁が「金融経済教育研究会報告」を公表したことで、金融リテラシーの関心を高める良い機会となっている。これらの発表より過去の状況については、金融  
10 融広報中央委員会が2008年に実施した「金融に関する消費者アンケート調査」によると、「金融、経済の仕組み」については、ほとんど知識がないと回答した人が54.6%、日常生活の中で耳にすることが多い「保険、年金の仕組み」については、ほとんど知識がないと回答した人が33.2%、どちらとも言えないと回答した人が53.3%となっている<sup>1</sup>。このように金融教育が多くの人に行き届いていないのが現状だ。

本論文では、これからの日本に必要な金融教育とは何なのか、また金融教育を普及させた後の最終的な目標について述べていきたい。

まず、第1章として金融リテラシーについて定義及び意義、必要性や日本で求められる金融リテラシーについて述べる。次に、第2章として日本における  
20 金融教育の現状を、学校段階、各主体、海外との比較から述べる。第3章として学校段階における必要な金融リテラシーについて、主に中学校と高等学校の問題点と提案を行う。第4章では社会人に向けた金融経済教育についての問題点と提案を述べる。第5章では金融トラブル対策について現状と問題点、提案を述べる。

25 最後に、終章として日本での金融教育はどうあるべきなのか、金融教育を普及させてこれからの日本がどのようなビジョンを描いていくのか、について述べていく。

---

<sup>1</sup> 「金融に関する消費者アンケート調査」(金融広報中央委員会「知るぽると」)  
<https://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/enqu2008/pdf/08enqu1.pdf>

## 第 1 章 金融リテラシーについて

人間は生きていく上で必ずお金と関わることになる。すなわち必然的にお金の知識が必要だということを意味する。本章では、そもそも金融教育とは何なのか、なぜ金融教育を行っていかなければならないのかを述べていく。

### 第 1 節 金融リテラシーの定義及び金融教育の意義

金融リテラシーという言葉は多義的な意味を持っているために非常に曖昧な捉え方をされている。そのため、多くの機関が金融リテラシーという言葉は様々に定義している。こうした様々な定義を踏まえ、私たちは金融リテラシーを「個人が自身のライフスタイルに合う、金融に関して適切な意思決定を行える能力」と定義する。人間はそれぞれのライフスタイルによって出来ること、出来ないことが異なり、多種多様な意思決定を行っている。これは金融面での意思決定にも同じことが言える。次に、金融リテラシー向上のために必要不可欠である金融教育について述べる。金融教育とは何かという定義も多くの機関で定義されている。そこで私たちは金融教育を、「お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やより良い社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育<sup>2)</sup>」という、2013 年に金融広報中央委員会が公表した定義と捉える。そして、金融教育の意義としては「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能にするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと<sup>3)</sup>」と理解し、金融教育によって「無知による実現可能性の減少を最小限に留め、ひとりひとりの選択肢の幅を広げたい」と考えている。まとめると、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、自身のライフスタイルに合わ

<sup>2)</sup> 金融教育のねらいと基本的な性格（金融広報中央委員会「知るぽると」）  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program101.html>

<sup>3)</sup> 金融経済教育研究会報告書（金融庁）  
<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130417/01.pdf>

せて適切な意思決定のもと、金融商品・取引を選択することのできる知識力・理解力・判断力を身に付けることが重要であると考ええる。

## 第2節 金融リテラシーの必要性

5

どうして金融リテラシーは必要とされるのであろうか。それは金融というのが私たちの生活と切り離せない関係にあるからである。消費や労働、取引など、生活する上での様々な活動に「お金」すなわち「金融」が関わっている。私たちが自立し、安全で豊かな生活やよりよい社会づくりを考えるための「生活スキル」として金融リテラシーは必要とされている。

10

そして一人一人が金融リテラシーを身につけることは個人の生活の向上だけでなく、経済や社会にとっても非常に重要なメリットとなり得るのである。「国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えられます」<sup>4</sup>（金融広報中央委員会ホームページより）金融教育が重要であると主張されるのは、こうした「生活スキル」としての金融リテラシーを子供のうちから日常生活・学校教育ともに段階的に身につけていく必要があるためである。

15

## 20 第3節 日本で必要な金融リテラシー

本節では日本で生活する上で必要とされる、また、日本の経済や社会の向上のために私たちが身につけるべき金融リテラシーを日本の生活環境・経済社会環境を踏まえて論じる。

25

### 1 生活環境の変化

カードやインターネット、スマートフォン等の電子機器の普及とともに消費が

---

<sup>4</sup> 「金融リテラシー・マップ」（金融広報中央委員会「知るぽると」）  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/>

目に見えない形で行われるようになった。この非現金決済市場の拡大<sup>5</sup>はお金の価値を現物で実感する機会が減ったことを意味する。安易な購買行動や借入態度が広がっていけば、生活力に乏しい大人や、多重債務者の増加を招くことにもなりかねない。過度な使いすぎや無計画な消費・トラブルを防ぐために消費者の自立を支援する金融教育が必要なのである。

金融庁の金融経済教育委員会では「最低限身につけるべき金融リテラシー」<sup>6</sup>を定め提示している。最低限身に付けるべき事項として(a)家計管理、(b)生活設計、(c)金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、(d)外部  
10 の知見の適切な活用、の 4 分野 15 項目として分野別の教育内容について体系的にとりまとめている。

#### 最低限身に付けておきたい金融リテラシー（4 分野・15 項目）

##### 分野 1. 家計管理

15 (1) 適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）を習慣にすること

##### 分野 2. 生活設計

(2) ライフプランを明確にすること

##### 分野 3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

20 【金融取引の基本としての素養】

(3) 契約をするとき、契約の基本的な姿勢（契約書をよく読む、相手方や日付・金額・支払い条件などが明記されているか、不明点があれば確認するなど）を習慣にすること

25 (4) 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できるかどうかを必ず確認すること

(5) インターネット取引の利点と注意点を理解すること

<sup>5</sup> 木田幹久「10%・成長続ける非現金決済市場」MRI マンスリーレビュー2015年4月号 <http://www.mri.co.jp/opinion/mreview/number/201504.html>

<sup>6</sup> 金融庁「最低限身につけるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）について」平成 25 年 11 月 29 日、<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1.html>

**【金融分野共通】**

(6) 金融と経済の基礎知識（単利・複利などの金利、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターンなど）や金融経済情勢に応じた金融商品の選択について理解すること

5 (7) 取引の実質的なコスト（価格、手数料）を必ず確認すること

**【保険商品】**

(8) 自分にとって保険でカバーしたい事態（死亡、病気、火災など）が何かを考えること

10 (9) カバーすべき事態が起きたとき、必要になる金額を考えること

**【ローン・クレジット】**

(10) 住宅ローンを組む際の留意点を理解すること

ア. 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てること

15 イ. 返済を難しくさせる事態に備えること

(11) 無計画・無謀なカードローンやクレジットカードなどの利用を行わないことを習慣にすること

**【資産形成商品】**

20 (12) 高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことを理解すること

(13) 資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果を理解すること

(14) 資産形成における長期運用の効果を理解すること

25

分野 4. 外部の知見の適切な活用

(15) 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に利用する必要性を理解すること

30 (参照) 金融リテラシー・マップ 「最低限身に付けるべき金融（お金のリテラシー知識・判断力）」の項目別・年齢層別スタンダード 【表 1】

## 2 経済社会環境の変化

日本独自の少子高齢化・人口減少という問題に加え、グローバル化、高度情報化といった金融全体の成長に伴う変化が生じ、従来分けられてきた銀行・保険・証券といった金融業界の垣根が低くなっている<sup>7</sup>。取り扱いの可能な商品の多様化や業態をまたがる企業の増加は、政府や金融機関の新たな制度や法律の導入をも意味する。私たちは目まぐるしく変化する経済社会環境の中で受け身の姿勢ではなく積極的な金融に対する意識を持つ必要があり、個人がリスクを認識し、自己の責任で的確な意思決定を行う能力が必要とされている。そこで、私たちは少子高齢化・人口減少の問題から生じる課題、グローバル化・高度情報社会に対応できるライフプランの設計や計画的な経済活動を可能にする金融リテラシーを身につける必要がある。

---

<sup>7</sup> 「金融制度ロードマップ」（野村総合研究所）

[http://fis.nri.co.jp/ja-JP/publication/kinyu\\_itf/backnumber/2014/12/201412\\_rm.html](http://fis.nri.co.jp/ja-JP/publication/kinyu_itf/backnumber/2014/12/201412_rm.html)



## 第 2 章 日本における金融教育の現状について

### 第 1 節 各段階における金融教育

- 5 ここからは日本の年齢の段階ごとにおける金融教育の現状について検証する。上記の【表 1】は 2014 年 6 月に発表された「我々が各段階において今後必要とされる金融リテラシー」をまとめた「金融リテラシー・マップ」である。この図の示すように、学校段階別・年齢層別に身に着ける必要のあるリテラシーは国民に対し提示されている。しかし、日本は実際にこれらのリテラシーを養
- 10 うことができるほど金融教育が充実しているのだろうか。本節では学校段階・社会人段階それぞれにおける金融教育の詳細について述べる。

#### 1 学校段階における金融リテラシー

- 15 学校段階では、社会人となるまでに生活設計や家計管理について正しく理解させると同時に、経済に関する基本的な事項（インフレ・デフレや為替）や金融の基礎（リスク・リターンや金利）についての知識を身に着けさせる必要がある。家庭においてお金に関する教育をすることは重要だが、家庭によって価値観や教育の水準が異なる。そこで全ての子供が通う学校において金融について幅広く平等な教育を行うことが望ましい。

- 20 1947 年に制定された教育基本法が 2006 年に全面改正され、教育の狙いとして、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、社会への主体的な参画、その発展に寄与する態度を養うことが規定された<sup>8</sup>。ここからは改正後である現在の学校段階の金融教育を義務教育である小学校・中学校と高等学校・大学の 2 つに分けて分析する。

25

#### 1-1 小・中学校における金融リテラシー

前述の教育基本法を受け、2008 年には小・中学校の学習指導要領が改訂され、

---

<sup>8</sup> 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、とある。「教育基本法第 120 号」（文部科学省）

金融教育の充実が図られた<sup>9</sup>。新たな指導要領は小学校では 2011 年度から、中学校は 2012 年度から全面実施された。しかし、金融教育という授業科目が存在するわけではないため、複数の科目が金融に関する事項を授業内容に組み込んでいる状態である。金融教育を授業内容に含んでいる代表的な科目は、小学校では生活、道徳、社会科、家庭科、中学校では道徳、公民、家庭科である<sup>10</sup>。また、それに加えて総合的な学習の時間や特別活動の時間で金融について学べる活動を実施する学校も存在する。要綱の改訂に加え、教員に対して金融庁が 2004 年 8 月に行った『初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート』の調査の結果からもわかるように、9 割以上の教員が経済・金融教育の必要性を認識していることから、金融教育の充実化は必要であるといえる<sup>11</sup>。

### 1 - 2 高等学校・大学における金融リテラシー

高等学校・大学においては、金融リテラシーの実施の形は多様である。高等学校も小中学校と同様に、指導要綱が改訂され、2013 年度から実施されている<sup>12</sup>。しかし高等学校にも金融教育という授業科目は存在しない。公民、家庭科、特別活動、総合的な学習の時間といった科目で経済・金融を扱うのに加え、商業科や工業科では、より実践的な内容を学習させる高等学校もある<sup>13</sup>。高等学校では卒業後には大学に進学し、親元を離れ一人で暮らす生徒や、就職し自立する生徒もいるため、より実践的な金融教育が求められる。しかし、大学受験が控えている段階でもあるため、なかなか試験科目ではない金融教育に力をいれることは難しいという実情もうかがえる。また高等学校の指導要綱の改訂が 2013 年度から実施されたため、現在大学生活を送っている学生は、金融教育の充実が図られた教育を受けていない。そのため学校側がその世代の学生たちへ金融教育のサポートをすることができる最後の場が大学であるともいえる。しかし、ビザ・ワールドワイドが 2012 年 3 月に行った調査では、日本の大学生

<sup>9</sup> 文部科学省 HP より [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/)

<sup>10</sup> 「金融教育の手引き」(金融中央広報委員会)

<http://www.shiruporuto.jp/teach/school/tebiki/pdf/tebiki.pdf>

<sup>11</sup> 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/sonota/f-20040831-3b.pdf>

<sup>12</sup> 文部科学省 HP より

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/)

<sup>13</sup> 「金融教育の手引き」(金融中央広報委員会)

の生活設計・家計管理に関する意識の低さを見ることができる。大学は小・中・高等学校と比べ進学率が低いため、大学での金融教育の在り方が軽視されていることもうかがえる<sup>14</sup>。

- 5 最後に【表 2】において、実際に学校段階で具体的にどのような金融教育が実施されているかを紹介する。

---

<sup>14</sup> 「金融教育および金融分野に関する情報や知識に関する意識や実態」  
[http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR\\_JP\\_240412.shtml](http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR_JP_240412.shtml)

	取組テーマ	内容	取組の目的
小学校	お金は大切に使おう	教材『3匹の子豚が文房具を買いにいった時の話』を読み、話し合う	ものや金銭を大切に、正しい使い方を身につけ、よりよい生活をしようとする気持ちを育てること
	お小遣い帳を記録してみよう!	家庭の協力を得て、一定期間おこづかいを定額で児童に与え、お金のやりくりを体験させ、おこづかい帳を記録させる。	お金を使うには責任が伴うことを理解すること、貯蓄することの大切さに気づくこと
	カレー作りゲームに挑戦しよう	限られた予算の中でカレーの材料を買う方法を考える「カレー作りゲーム」を行う	お金には限りがあり、何かを買ったら、何かが買えなくなる」ということ（トレードオフ）を知ること、金銭感覚を養うこと、希少性」という経済の基礎を理解すること、多角的に考え価値観に基づいて意思決定すること
	修学旅行のおこづかいを自分たちの手	農作物を育て、販売し、利益を修学旅行のおこづかいにすることをめざす	経済のしくみを学ぶこと、お金を得ることの難しさやおもしろさを感じることに、お金の意味や価値について気づくこと
中学校	お金について調べよう	「お金」をテーマとし、自分が課題とする小テーマを設定し、グループで調べ、発表する	「お金」に関する疑問点について、自ら問題意識をもち、課題を解決しようとする態度を育てること、金融に関する様々な知識を得られるようにすること
	単利と複利について調べよう	単利と複利の計算方法を知り、グラフを描き、違いの大きさを理解する	金利に関する正しい知識を身につけ、今後の人生（貯蓄をしたり、お金を借りたりする場合等）に生かすこと
	達人集合-この人に学ぶ-	地域のさまざまな仕事の「達人」をゲストとして迎え、話を聞く	自分の将来を考えるきっかけをつかませ、望ましい職業観・勤労観を幅広く学ぶこと
	企業（会社）をつくってみよう	企業づくり計画書を作成し、会社説明会を行い、求人や資金調達について検討	企業や金融について関心を高め、その役割について考え、学ぶこと
高校	ライフコースを設計しよう	将来の自分の生き方を想定した生涯収入・支出の予測を立て、収支バランスを診断し、検討しながら将来設計を考える	将来の生活設計や経済設計を立てることの重要性を理解し、自分の生き方や目標達成のための課題について考えさせること
	主体的に判断し行動できる消費者をめざして	「これであなともひとり立ち」などの副教材を利用して実践的・体験的に学ぶ	消費者として主体的に判断・行動することができる力を養うこと

【表 2】（「知るぽると」金融広報中央委員会 P 7, 8 使用で筆者作成）

## 2 社会人・高齢者の段階における金融リテラシー

現代社会人を取り巻く社会環境は、高度経済成長からバブル期、リーマンショックを経て、今日のアベノミクスに至るまで、非常に大きく変化した。急速な少子高齢化やグローバル化が進むにつれ、この急激な環境変化に対応する力の必要性も高まる。また社会人段階では人によってライフスタイルが大きく異なるため、貯蓄や年金、保険、住宅ローン、税金等について画一的な教育をするよりも、それぞれが必要とするリテラシーを見極めた上でそれについて理解し、個人が実践できることが望ましい。

金融機関や業界団体では、取り扱う講座、預金、投資信託のような金融商品についての説明や資産運用への理解、投資への知識を高めるための講座を行っている。また、各都道府県・市町村の消費生活センターでも詐欺商法や犯罪の被害を防止するための消費者相談や情報提供といった、様々な啓蒙活動が行われている。この各主体における取組みについては次節で詳しく述べる。

社会人は年齢において必要なリテラシーの変化が大きいことも特徴である。ここでは金融リテラシー・マップに倣い、若年社会人・一般社会人・高齢者と段階別に分けて考察する。若年社会人においては生活面経済面での自立し、社会人としての責任を担い始める時期であるといえる。一般社会人では社会人として自立したうえで、本格的な責任を背負う時期である。また、親として子に金融リテラシーを示すのもこの段階であるといえる。最後に高齢者では自らが収支管理を行い、リタイア後の生活設計の見通しを立てるべき時期である。このように各世代におけるリテラシーも変化をするため、それに伴ったリテラシーが必要になる。しかし学校段階とは異なり、自身の仕事の時間とは別に金融リテラシーの時間を確保できる社会人は決して多くはない。先に述べた各主体の提供する金融教育の機会に自発的に参加するなど、能動的に金融リテラシーを受けようとしめない限り、機会も多くないのが現状である。では、具体的にどのような主体が金融教育の機会を提供しているのか詳しく紹介していく。

## 第 2 節 各主体の取り組み

金融がグローバル化・複雑化し金融経済教育の必要性が叫ばれている昨今、日本でも様々な主体が金融リテラシーに対してアプローチを行い、金融経済教育に取り組んでいる。本項では、その各主体がどのように金融リテラシーを捉え、現状でどのような活動を行っているのかを論じる。

### < 政府機関 >

日本政府は約 10 年前の平成 17・18 年度を構造改革の「重点強化期間」とし、「官から民へ」、「国から地方へ」、「貯蓄から投資へ」の流れを積極的に進めて個人が自立的な意思決定能力を高めていくことを必要とした。また 2012 年 11 月から 2013 年 4 月までの間に金融庁や日本銀行、有識者等で行われた金融経済教育委員会では、サブプライム問題の発生をきっかけに、健全な金融システムの維持には、規制だけではなく、利用者が金融について必要な知識を身につけ、適切に行動することの重要性が再認識された。さらに G20 等の場でも金融経済教育の重要性について議論され、経済や金融に関する情報提供と学校・生涯教育を充実させる取り組みを様々な省庁・立場から積極的に行った。

政府は家計管理・生活設計・基本的な金融のシステムや金融商品の理解・金融以外の金融商品に影響を及ぼすものの理解などを最低限のリテラシーとし、これを共有し主体的に行動できるように体系的な教育内容のスタンダードを確立することが必要とした。対象としては学校教育による取り組みの定着化と、社会人と高齢者にフォーカスした金融教育を目指している。学校教育に対する具体的な取り組みの例としては、平成 26 年 4 月から、慶応義塾大学法科大学院と東京家政学院大学の 2 大学においてモデル講義を試験的に実施した。金融庁・金融広報中央委員会・関係団体が連携し、「項目別・年齢層別スタンダード」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施し、平成 27 年度以降さらに拡大される予定である。

社会人・高齢者に向けた取組みは「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」を平成 25 年に金融庁が発表し、高齢者顧客に対する販売・勧誘のトラブルの多発により、企業に対して社内規則の整備、コンプライアンス遵守を監視

するシステムの導入、販売前・販売後に関わらず高齢者にも理解できる形できめ細かくサポートを行っているかなど、高齢者顧客に向けた留意点改正した。さらに投資家の金融リテラシー向上を目指して「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」にNISA導入なども踏まえ、業界横断的、積極的な金融経済教育の促進に向けて取り組むという内容を記載した。

5 また、従来は消費者と金融機関の間にトラブルが起きた時にサポートを行っていた「金融庁金融サービス利用者相談室」に事前相談などの予防的なガイドの役割を持たせることで金融トラブルの防止に努めている。

10 以上のように政府機関は金融教育について様々な取り組みを行っているが、最低限習得すべき金融リテラシーの具体化・年代別にどのような順序で教育を行うか、様々な機関からの金融に関する情報を利用者に簡潔にどう利用してもらうか、金融教育の効果測定をどう測るかなど課題は多く残っている。

#### <金融広報中央委員会及び日本銀行>

15 金融広報中央委員会とは、「都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資すること<sup>15)</sup>」を目的とし、日本銀行に事務局をもち、各都道府県金融広報委員会を統括して暮らしに身近な金融についての広報活動を行っている組織である。

20 主に「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」の2つを軸としており、「知るぽると」という愛称で金融に関する情報提供活動を行っている。中立・公平・全国規模・地域密着の金融教育を行うために、各地で身近な金融経済等の勉強会の講師を務め、生活設計や金銭教育の指導等を行う金融広報活動の第一線指導者である、「金融広報アドバイザー」を全国で473名配置したりなど

25 している。

2つの軸の1つである「金融経済情報の提供」は、個人が複雑化する金融や資産運用の選択肢の多様化、年金や税金など社会保障の中で、中長期的なライフプランの設計と資金計画を、責任を果たしつつ行えるよう、正しい知識を中

---

<sup>15)</sup>金融広報委員会 「知るぽると」 <https://www.shiruporuto.jp/>

立・公正な立場で提供するというものである。具体的な活動としては、「インターネットによる金融経済情報とシミュレーション・ツールの提供」、「テレビ、新聞等マスメディアを活用した広報」、「ビデオ、各種刊行物・資料等の作成。講演会・シンポジウムの開催等」などが挙げられる。

- 5 もう1つの軸である「金融経済学習の支援」では、個人が理解・吸収した金融の知識を主体的な判断、行動に活かすために、様々な学習機会や教材等を提供している。金融は社会情勢や景気など様々な要因によって絶えず変化するものであるため、制度や仕組みを知ることだけではなく、その変化に対応できる選択眼と判断能力を重視し養うという、知識の次のステップを目指したものである。
- 10 具体的な活動は「地域や学校等における講座、講習会、セミナーなどの開催」、「金融学習特別推進地区、金融学習グループでの学習活動」、「金融教育研究校、金銭教育研究校、金融教育研究グループでの教育、研究」、「学校等の教育現場や家庭での学習・指導に活用できる教材、資料、実践事例集、ビデオ等の作成・配布」などが挙げられ、文部科学省や各地の教育委員会と協力して、
- 15 幼児・児童・生徒などそれぞれの発達段階に応じた金融教育及び金銭教育を行っている。

### < 個別金融機関 >

- 金融経済教育は学校教育や政府主導によるものだけではなく、証券会社など
- 20 の私企業が行っているものもある。実際に利用する顧客が金融機関に足を運ぶため、そこで金融教育を行うことは直接的で、効率が良い。また上記に述べた「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」や「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」など、政府が個別金融機関による金融リテラシーの向上と金融教育への取り組みに期待していることが分かる。
- 25 また最近では、金融機関を利用する顧客に対してアプローチするだけでなく、CSRの一環として幅広い層の人々に対して金融教育を行っている。例えば、みずほ証券では小中学生に向けた「金融の仕組みについてのサマースクール」、高校生に向けた「職業見学」、教職員に向けた「研修の支援」、大学・大学院向けに「寄付講座」、一般人に向けては「書籍出版とシンポジウム」など様々な年



代に対して段階的に金融教育を行っている<sup>16</sup>。また大和証券グループも青年向け経済教育団体の「公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本」と協力して中高生と教員を対象に金融経済教育を行っている<sup>17</sup>。

5 このように、個別金融機関はCSRの一環として金融機関を行っているところが多々ある。

### < N P O 団体 >

10 金融経済教育を担う主体にはNPOも存在する。例えば認定されたものでは、「金融知力普及委員会」というNPO団体がある。「金融知力普及委員会」は、ペイオフや確定拠出年金の導入のように、今まで国に任せきりだった国民に自己責任が問われ、それに対応できるよう、「自分とお金の関わりを考える力」、「身につけた力を実践出来る力」、「周りの人々に解りやすく伝える力」という3つの金融知力を持つとうという団体で、エコノミクス甲子園や子供教育、金融知力インストラクター、企業CSR支援など多岐にわたる活動を行っている<sup>18</sup>。

15

## 第3節 海外における金融教育の比較

本節では、世界的に金融教育の強化につながった背景及び英米の金融教育における取り組みについて述べていく。2008年のアメリカを発端とした金融危機  
20 はアメリカの国内のみならず、世界各国の経済活動や家計における金融活動に多大な影響を及ぼした。その結果、金融危機の影響を受けた国々や国際機関でも消費者に対する金融リテラシー教育の必要性が認識されるようになった。

ここからは先進的な金融教育が行われていると考えられている英米の取り組みについての紹介をしていく。

25

---

<sup>16</sup>みずほ証券

[http://www.mizuho-sc.com/company/csr/financial\\_education/index.html](http://www.mizuho-sc.com/company/csr/financial_education/index.html)

<sup>17</sup>大和証券グループ <http://www.daiwa-grp.jp/csr/citizen/education/>

<sup>18</sup> 金融知力普及委員会 <http://apfl.or.jp/>

## <英国における取り組み>

- 英国における金融教育は世界的に見ても最も早くから推進されていると言える。英国では1997年に発足したブレア政権時に金融サービス機構（FSA）が設立され、翌1998年には諮問文書を公開し、自らの役割や方針について広く意見
- 5 意見を求めた。その結果多くの意見が寄せられ、それを踏まえたうえで1999年には「金融リテラシー教育」と「消費者への情報提供及び助言」を中心とした消費者教育プログラムを発表した<sup>19</sup>。その要項によると前者の中での最優先事項は「学校における金融リテラシー」であり、後者については情報格差の著しい消費者ニーズを最優先する具体策を掲げている。
- 10 2000年には金融サービス市場法が議会を通過したことでFSAは金融サービス市場において唯一の監督機関として位置づけられた。その後のFSAの取り組みの中でも金融トラブル発生時の消費者の金融リテラシー不足を改善するための金融教育を最重要事項に位置付けた方針を展開した。方針発表から5年経過した2003年には「金融判断能力に関する国家戦略」の策定を開始し、国家戦
- 15 略の最終目標を「消費者が適切な金融取引を実行するために必要な知識・スキルを金融教育によって適切なタイミング及び伝達手段で提供すること<sup>20</sup>」とし、2005年には教育プログラム策定のために金融リテラシーに関する大規模なアンケートも実施した。また、2007年以降は財務省を中心に政府予算を投入することで金融教育普及の加速に努めている。しかし、2008年の金融危機によって
- 20 金融システムに対する消費者の信頼感が喪失されたため、それを回復するべく金融教育強化が盛り込まれた。具体的には①全国民に対する政府による中立・公正なアドバイス提供プロジェクトの本格化、②学校授業における金融教育の履修義務化が計画された。これらを実現していくために2010年にはFSAの金融養育部門が独立する形で消費者金融教育機関（CFEB）設立され「教育と情報
- 25 提供」から「助言と行動の重視」へとアプローチの軸も転換していった。このアプローチは個々人が自身の金銭を管理することが当たり前であるような

---

<sup>19</sup> 大橋善晃「FSA 主導による「金融に関する消費者教育」への取り組み」平成21年2月16日 [http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/0902\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/0902_01.pdf)

<sup>20</sup> 「グローバルに拡大する金融教育のニーズと英国における金融教育の動向」（金融広報中央委員会「知るぼると」）

<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report3/pdf/ron100816.pdf>

社会を目指して人々の行動を変えるということである。その後 CFEB は 2011 年に The Money Advice Service (MAS) に名称を変えている。CFEB では FSA 時代の「公衆の啓蒙」という目的が「公衆による金融事情等の理解の向上」と置き換えられ、より高度なレベルの金融リテラシーを身につけさせようとするものになった<sup>21</sup>。その後の MAS への転換から事業が大きく動き出し無料で公平なマネーアドバイスを、オンラインや電話、対面で英国全土に提供する事業を中心としている。MAS においても人々の行動を変えるという目的のために、国民が上手く金銭を管理することを規範とする支援を「行動経済学から学ぶ」と「ステークホルダーとの協業」という二つのアプローチを中心に挙げて行っている。

英国では学校教育においても金融教育を重視し、学校授業における金融教育の強化、官民連携体制による学校・教師のサポート、子供信託基金といった新規教育ツールの活用などが行われている。

1988 年の教育改革法以降は大幅な教育改革を実施してきた。学校において金融教育のナショナル・カリキュラムを導入し、各段階における到達目標や総合学習科目、公民、数学などとの学習関係をまとめた金融ガイドブックを発行した。

しかし、英国でも日本と同様に総合学習科目の位置づけは曖昧で十分に時間割には組み込まれていないのが現実であった。その後 2009 年になり総合学習科目は必修化されることとなった。また、政府や FSA では金融教育に携わる教師や学校をサポートするために全国規模である PFEG<sup>22</sup>などの NPO 団体との間で資金提供を含めた連携活動を行っている。

さらに、金融教育の一環として子供信託基金という税制優遇措置がされた投資・貯蓄制度を導入し、子供と保護者が計画的な投資・貯蓄を習慣とすることや学校授業における教材とすることを狙いとしている。このように英国では幅広い金融教育が展開されている。

---

<sup>21</sup> 大橋善晃「英国の消費者金融教育を主導する独立機関 MAS」平成 24 年 11 月 1 日 [http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1211\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1211_01.pdf)

<sup>22</sup> 「金融教育に関する国際比較」金融庁  
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050524-1/02.pdf>

## <米国における取り組み>

米国では 1980 年代の金融の自由化などの動きにより金融関係の情勢は大きく変容した。そして、1990 年代以降は各金融教育関係機関による消費者に提供される金融教育プログラムも急増し多様化していったが、消費者の金融知識や判断能力の向上はなかなか見られなかった。その結果、米国全体で金融教育について議論されるようになり金融リテラシー教育法の制定、金融リテラシー教育委員会の設立につながっていくこととなった。同委員会は財務省を中心とする金融教育に関連する 20 の省庁などの政府機関によって構成され、5 つの設置目的の中には、「ベスト・プラクティスを見出し促進することを含め、連邦政府による金融教育を調整すること」や、「すべての米国の消費者の金融リテラシーと教育を促進するための全米の戦略を策定すること」が挙げられている。

金融リテラシー教育委員会は国民からの幅広い意見を得るための公聴会を 6 回開催した後に、<sup>23</sup>2006 年「金融教育に関する国家戦略報告書」を発表した。同報告書では米国の金融教育の課題として①金融情報の重要性に関する知識が乏しい、②必要な情報を消費者にどのようにして確実かつ効率的に伝えるか、③各教育関係機関の連携強化、④金融教育プログラムの客観的な効果測定方法の開発が挙げられ、これらは概ね日本の金融教育に課題としても当てはまっている。

米国における金融教育の特徴として、全米共通のカリキュラムが存在せず、連邦政府、各州政府、非営利団体、民間企業、各学校、消費者団体などの多くの主体が連携をとりながら教育に取り組んでいるということが言える。このような教育制度の下で全国的な活動を展開していくためには地域ネットワークの形成が必要となってくる。

そこで多数の金融主体の中で大きな役割を担っているのが非営利団体である。なかでもジャンプスタート個人金融教育連盟 (Jump\$tart Coalition for Personal Financial Literacy)、全米経済教育協議会 (National Council on Economic Education , NCEE)、全国金融教育基金 (National Endowment for

---

<sup>23</sup> 「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向」(金融広報中央委員「知るぽると」)

<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>

Financial Education , NEFE) などが全国規模で活動している。

このジャンプスタート個人金融連盟を中心にジャンプスタート連合を設立し、パーソナルファイナンス教育推進を担っていくこととなった。パーソナルファイナンス教育とは、金融の個人的な側面に焦点を当てた教育のことである。これに沿うようにして<sup>24</sup>全米共通の金融教育基準を策定した。この基準によると

5 ①所得、②金銭管理、③支出とクレジット、④貯蓄と投資の4つの領域について、日本でいうと小学4年生、中学2年生、高校3年生における到達目標を設定し、取得すべき知識や適用例が示されている。

このように米国においては初等教育の段階から金融教育に関する明確な到達

10 目標が存在し、金融の基礎的な知識などを身に付け、高等教育においては金融の知識を活用し適切な意思決定をすることが可能になるための段階的なカリキュラムが組まれている。

このような金融教育基準に沿って教育を行うためにジャンプスタート連合ではパーソナルファイナンス教育の国家基準の制定、クリアリングハウスという

15 教材データベースの開発などを行っている。これらの事業内容からも全米では非営利団体が金融教育のリーダー役を担っているのである。

以上のように、米国では非営利組織を中心として各主体の連携により、金融教育の明確なガイドラインが作成され、教材までも提供し、全米共通の金融教育の仕組みを作り出している。

20

---

<sup>24</sup> 「個人の金融教育のガイドラインと到達目標」(ジャンプスタート個人金融教育連盟)

<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/sisin2002/pdf/betsu7-2.pdf>

## 第 3 章 学校段階における必要な金融リテラシーについて

### 第 1 節 小学校段階における金融教育について

5

小学校では、既存の授業科目に金融教育を付け加える形で学ぶことがよい。現在の小学校のカリキュラムでは、授業時間の確保、先生への新しい金融教育が難しい。また、新しい科目の導入は、ほとんど全ての科目を教える小学校の教員の負担も大きい。具体的には、総合、生活、家庭で基本的な金銭教育や比較的新しいお金に関するニュースなどを踏まえ学習する。社会ではお金を使うことでそれらの行動が市場に与える影響について学習する。またそれらを通してお金の大切さ、お金を手に入れるまでの大変さ、お金にまつわる失敗例を学習し、「生きる力」を養っていきたい。

10

### 15 第 2 節 中学校段階における金融教育について

金融広報中央委員会の公式ウェブサイト「知るぼると」によると中学校における金融教育は、『生徒の発達段階や生活経験を踏まえ、小学校における教育の上に実施される。教育課程において、総合的な学習の時間を活用する場合を除いて金融教育を体系的に実施する時間が設けられているわけではなく、関連の深い教科、道徳、特別活動において重点的に位置づけると同時に、学校としての全体計画の下に実施することになる<sup>25</sup>。』つまり中学校において「金融」は1つの科目として扱われておらず、それぞれの科目の金融に関連する部分に点在して金融の学習計画が組み込まれている。

20

25 中学校金融教育に関するページでは、中学金融教育の目標を『家庭や社会生活における消費、経済、金融、貯蓄、労働等の活動や働きについて基礎的な知識を身につけるとともに、お金の役割や働くことの意味、望ましい消費生活や自己の将来設計などについて自らの課題として考えようとする意欲と能力、態

---

<sup>25</sup> 「中学校における金融教育」金融広報中央委員会「知るぼると」  
<https://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program601.html>

度を養う<sup>26</sup>。』と仮提示しており、実際に中学校金融教育の進め方として社会科、技術・家庭科（家庭科分野）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の 5 つの科目の中で 1・2 単元程度扱う点在型の指導計画例が公開されている。

教科名等	指導計画例
社会科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計のシュミレーションゲームと模擬商談</li> <li>・企業（会社を作ってみよう）</li> </ul>
技術・家庭科（家庭分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要な金融商品を知って、選択する眼を持とう</li> </ul>
道徳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自他の権利について考えよう</li> </ul>
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・インターネットでの金融トラブル事例を知り、情報モラルを身につけよう！</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金について調べよう</li> <li>・仕事と社会との関わりを探ってみよう</li> </ul>

参考：金融広報中央委員会「知るぽると」より【表 3】

5

社会科や家庭科、道徳教育、特別活動は内容面で金融リテラシーに関連が深く、国語や数学は技能面でその成果を生かすことができ、題材としてお金や金融に関することを取り上げて学習することも可能であるとされている。公民や

10 技術・家庭科などの選択教科については、課題学習や補充的な学習、発展的な学習などが可能であり、生徒の実態等を踏まえて金融や消費者選択に関連する

<sup>26</sup> 「中学校における金融教育」金融広報中央委員会「知るぽると」  
<https://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program601.html>

内容を主題的に取り上げて実施することができる」とされている。

また、総合的な学習の時間については、各教科等の関連を明確にしながら金融教育の目標、内容を一定程度明確にした取り扱いが可能である。金融広報中央委員会では、2年次の総合的な学習の時間において「職業体験」を指導案に組み込んでいる。国立教育政策研究所、生活指導・進路指導研究センターが行った平成25年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果(概要)では、公立中学校における職場体験の実施状況が9,706校中9,569校と98.6%の極めて高い割合で実施されていることが報告された<sup>27</sup>。

10 現在では、中学校における金融教育は他教科の各部分にまたがって点的に行われる。それに伴い指導教員も各科目の教師に任される。中学校の金融にかかわる教育の総時間は1年次1時間（道徳科目）、2年次63時間（家庭科科目8時間・特別活動3時間・総合的な学習の時間52時間）、3年次23時間（社会科公民的教育）、総合105時間となった<sup>28</sup>。

	1年次	2年次	3年次	総合
社会科(公民)			23	23
技術・家庭科(家庭分野)		8		8
道徳	1			1
特別活動		3		3
総合的な学習の時間(職業体験)	18	52(6時間×5)		70
15 総合	1	63	23	105

【表4】

### ～金融教育における問題～

#### <教育を受ける側の意識>

20 現在の中学校金融教育において問題とされているのは、「金融教育」について

<sup>27</sup> 「平成25年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果(概要)」国立教育製作研究所生活指導・進路指導研究センター

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/i-ship/h25i-ship.pdf>

<sup>28</sup> 「中学校における金融教育」(金融広報中央委員会「知るぽると」)



の意識や関心が低いことである。中学校 3 年間を総合して約 105 時間の金融教育を受けているのにもかかわらず、株式会社シタシオンジャパンが、2012 年 3 月に日本の大学生に対し実施した調査によると、小・中・高等学校のいずれかで金融教育を受けた経験があると回答した日本大学生は 312 名のうち 39.7% (124 名) であり、さらに金融教育経験者に対し金融教育は役立っているかを聞いたところ、役立っている（「役立っている」、「少しは役立っている」）との回答は、34.6%と満足度も低い結果となっている<sup>29</sup>。ここ 10 年で高等学校の必須科目である公民科や家庭科の教育に金融教育が組み込まれるようになったにも関わらず、調査対象者である日本大学生は自身の生活基盤を整えるために必要な知識の習得の機会として捉えていないという結果が表れている。

#### < 指導者側の意識 >

また、この意識の問題は教育を受ける当事者のみならず指導者側の教師にも表れている。神戸大学経済経営研究所教授の家森氏が 2015 年 3 月に行った『中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査』によると、金融知識に関しての教師自身の自己評価に関する質問の「あなたは、金融に関しての知識をどの程度お持ちとお考えですか」といった問いに対し「平均的」との回答が 38, 6%と最も多かったが、次点で「平均よりも少し劣る」が 24.2%と続き、「平均よりも上」の 15.3%よりも「平均よりも下」の 42.4%が上回る結果となった<sup>30</sup>。家森氏は 2014 年に住宅ローンを使用して中古住宅を購入した者に同様の調査を行っているが、その時の回答結果の「平均よりも上」が 19.9%であるのに対し、「平均よりも下」が 33.3%であったので、中高教師の金融知識に関しての自己評価が低いことが分かる。

金融経済教育を推進する研究会（事務局 日本証券業協会）が 2013 年 2 か

---

<sup>29</sup> 「金融教育の経験・満足度ともに日本の大学生は米国の 1/2 日本の大学生の生活設計力の欠如が明らかに」

2012 年 4 月 24 日 visa, プレスリリースページより

[http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR\\_JP\\_240412.shtml](http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR_JP_240412.shtml)

<sup>30</sup> 家森信善「中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査」神戸大学経済経営研究所, 2015 年 5 月 17 日

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>

ら 2014 年 1 月に社会科や家庭科などの金融関連科目の担当教員に対して実施した「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査」では、金融経済教育への認知度をたずねた際「知っている」が 49.5%、「聞いたことがある」が 34.0%<sup>31</sup>。「知らない」が 15.8%であったが、科目を問わずに教師に同様の質問をした調査では「知っている」はわずか 18.9%しかなく、「聞いたことがある」が 41.0%、「知らない」が 40.1%に達する結果が表れた<sup>32</sup>。この結果から直接金融経済教育を行う教師に対し、そうでない学校現場全体の金融経済教育の浸透が薄いことを読み取ることができる。

## 10 <外部講師の問題>

同様の神戸大学経済経営研究所教授の家森氏が 2015 年 3 月に行った『中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査<sup>33</sup>』によると、金融知識に関しての教師自身の自己評価に関する質問、問 18 では、教師に対し「学校における金融に詳しい先生の存在」を質問している。これに関する結果が以下の表である。

		n	複数いる	一人はいる	いない	わからない
全体		1200	185	242	197	575
学校別	中学教師	600	67	108	128	297
	高校教師	600	119	134	69	278

【表 5】

多数の教師が「わからない」と回答したことから、学校での金融教育指導のやりとりが少ないように思われる。また「いない」と答えた教師が中学校にとりわけ多かったことも踏まえ、中学校教員のみで金融教育を行うことは指導面

<sup>31</sup> 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」金融経済を推進する研究会,平成 26 年 4 月

[http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/jittai\\_rep.pdf](http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/jittai_rep.pdf)

<sup>32</sup>家森信善「中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査」神戸大学経済経営研究所,2015 年 5 月 17 日

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>

<sup>33</sup>家森信善「中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査」神戸大学経済経営研究所,2015 年 5 月 17 日

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>

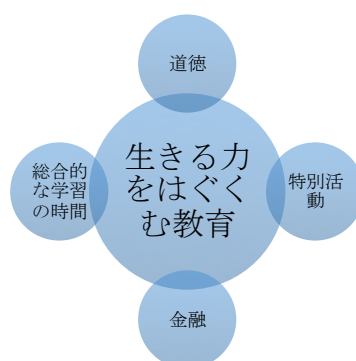
の不安および、金融教育が指導する教師達の負担になると考えられる。進みゆくインターネット社会や、グローバル化による経済の変容も踏まえ、専門性の強い金融教育分野に関して専門的な金融教育ができるアドバイザーを招いて講義を行う等の取り組みが必要と思われる。

5

### 第3節 中学校教育段階における問題への提案

#### <科目としての金融教育の提案>

10 中学校の金融教育に関する提案として、現在文部科学省の指導に沿って行われている「生きる力をはぐくむ」教育カリキュラム（道徳・特別活動・総合的な学習の時間）に新しく独立した「金融」という科目の設置を提案する。



#### <提案に至った背景>

15 今回金融科目の設置という提案に至った背景として、大きく3つの背景から説明する。

##### ①1つの分野としての「金融」の低い浸透率

10 現在中学校3年間で約105時間の金融教育が行われているのにもかかわらず、教育を受ける側の意識や教師達の認識が薄いのはなぜであろうか。我々はこの問題の原因が「金融教育を受けているという意識」が低いために起こるものであるとし、「金融教育」を一つの科目として設置することを提案する。

小学校教育から中学校教育へ「生活」から「社会科」、「算数」から「数学」へと科目名が変化した際に起こった意識変化と同じように、学ぶものに対する名前をつけ、意識レベルを上げたいと考える。また、科目として設置することにより定期テストの実施が可能になる。テストを行うことが生徒の勉強の必要

性を促すことに繋がると考える。

### <金融科目設立におけるカリキュラム時間提案>

現在中学校で金融教育に関する教育を行っている科目は、社会科公民分野・技  
 5 術家庭科家庭分野・道徳・特別教育・総合的な学習の時間の5教科である<sup>34</sup>。1・  
 2年次で家庭科教科・道徳・特別教育・総合的な学習の時間を通して学ぶ金融  
 教育内容が生活に必要な金融教育や、消費者としての金融教育であるのに対し、  
 3年次の社会科公民的分野で学ぶ金融教育内容は経済的な金融教育である。ま  
 とめると以下の表のようになる。表6は、時間数を表したものである。

10 3年間の統計をみると金融的教育は約105時間となる。

105時間という数字は現在文部科学省が定めている教科の授業時数のうち、  
 道徳科目と特別活動の時数と等しい。これらは1週間に1回担任教員によって  
 行われる授業であり、1年間で約36時間となる。

	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0~30	70~100	980
	4	3	3	3	1.3	1.3	2.6	2	3	1	1	0~0.9	2~2.9	28
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50~85	70~105	980
	3	3	3	3	1	1	2.6	2	3	1	1	1.4~2.4	2~3	28
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105~165	70~130	980
	3	2.4	3	2.3	1	1	2.6	1	3	1	1	3~4.7	2~3.7	28
合計	350	295	315	290	115	115	270	175	315	105	105	155~280	210~335	2,940

(注) 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分である。

2 特別活動の授業時数は、学級活動に充てる授業時数である。

### 15 【表6】

「小・中学校の授業時数に関する基礎資料」文部科学省ホームページより

中学校の教育において必修科目以外には道徳、特別活動、総合的な学習の時  
 間、選択教科等があるが、特別活動と道徳、総合的な学習の時間は「生きる力  
 20 をはぐくむ教育」として文部科学省によりそれぞれ役割が明確化されカリキュ  
 ラムが組まれている。以下は、平成20年度に改訂された3つの科目のそれぞ  
 れの目標である。

<sup>34</sup> 「中学校における金融教育」（金融広報中央委員会「知るぽると」）

道徳教育における目標 <b>105 時間</b>	特別教育における目標 <b>105 時間</b>	総合的な学習の時間における目標 <b>210～335 時間</b>
学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする <sup>35</sup> 。	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、 <b>集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係</b> を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う <sup>36</sup> 。	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、 <b>協同的</b> に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする <sup>37</sup> 。

【表 7】文部科学省より

「生きる力をはぐくむ」ことを目的とした 3 教科の中で、金融教育は道徳 1 時間（1 年次 1 時間）、特別活動 3 時間（2 年次 3 時間）、総合的な学習 70 時間（1 年次 18 時間・2 年次 52 時間（うち 6 時間×5 日間の職業体験含む））の内に行われ、総時間数は約 74 時間である。金融教育が「自分の生き方や社会におけ

<sup>35</sup> 「現行学習指導要領・生きる力」第 3 章道徳, 文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/dou.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/dou.htm)

<sup>36</sup> 「中学校学習指導要領解説 特別活動編」文部科学省平成 20 年 7 月

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912\\_014.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_014.pdf)

<sup>37</sup> 「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」文部科学省平成 20 年 7 月

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912\\_013.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_013.pdf)

る価値観を身につけ、主体的に行動することを目指す」教育であることから、金融教育的内容が総合的な学習の時間内に多く含まれていることが理解できる。

今回、「金融」を1つの科目として独立させるにあたり、先の約74時間の学習に加え2年次の家庭科8時間、3年次の社会科公民的内容で学ぶ23時間分を合わせ、3年間で105時間の時間を確保し、担任教師による週1回の金融教育の授業を行う必要があると考える。105時間の確保は、現在特別活動のために確保されている3年間105時間の授業枠を金融教育のための授業時間枠に変更し、特別活動の学びを総合的な学習の時間内に統合することを提案する。

道徳・特別活動・総合的な学習の時間の3つの教育科目では、それぞれの授業目標は異なるものの、「生きる力をはぐくむ」人間育成の教育分野であることに変わりはなく、また、特別活動における目標と総合的な活動の時間における目標に一部「集団の中での人間関係、協同的学び」等、重なる部分があるため、統合して勉強することは可能であるとの見解に至った。

		従来の「生きる力をはぐくむ教育」		「金融科目」設置提案		
	特別活動	道徳	総合的な学習の時間	金融教育	道徳	総合的な学習の時間 + 特別活動
1年次	35	35	70~100	5	35 (-1) (+1)	(-3) (-18) 49~79 (+21)
2年次	35	35	70~105	35+30 (5日間の職業体験)	35	(-52) 18~51 (+54)
3年次	35	35	70~130	35	35	70~130
総時間数	105	105	210~335	105	105	137~260 (+75)

【表8】

### <教材に関する提案>

金融科目を新しく設置するにあたり、新教材は製作せず、現在家庭科・公民科・道徳・特別科目・総合的な学習の時間で使用されている既存の教材を使用することを提案する。さらに、以上に加えて金融広報中央委員会の公式ウェブサイト「知るぽると」には金融や経済について学ぶための教材や指導書が提唱

5 提供されており、これらを使用することが極めて有効であると考える。

### <特別授業・外部講師の依頼の提案>

現在文部科学省は予算を投じ（平成 25 年度予算額 1700 万円、平成 26 年度

10 予算額 1500 万円）、金融教育に関する消費者教育アドバイザーの組織化・派遣や、社会教育の仕組みや取り組みを活用した実証的調査研究などを通じて、地域における多様な主体の連携・協働による効果的な体系づくりを始める事業を実施している<sup>38</sup>。実際に行われる活動内容は、

15

- 地方自治体における消費者教育推進方策に係る指導助言
- 消費者教育に関するフォーラム等における講演、パネリスト
- 教職員、民生委員、社会福祉主事等に対する研修等の講師
- 連携・協働体制構築のためのコーディネーター<sup>39</sup>

20

とされているが、派遣等も手続きにより可能である。派遣申請書は文部科学省生涯学習政策局長あてに申請する。派遣は無料で行われるため、金融授業の特別公演等のため予算は必要なく、実現可能であると考える。

<sup>38</sup> 「文部科学省における金融経済教育の取組について」文部科学 MEXT ,平成 26 年 11 月 11 日

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai04/siryoku7.pdf>

<sup>39</sup> 「連携・協働による消費者教育推進事業」文部科学省

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthisha/detail/\\_/icsFiles/afieldfile/2015/05/26/1339570\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/_/icsFiles/afieldfile/2015/05/26/1339570_5.pdf)

## 第4節 高等教育段階における提案

第2章の各段階の金融教育で述べたように、2006年の教育基本法改定を受け、高等学校の学習指導要綱は2012年に改訂された。しかし小中学校と同様、高等学校に金融という科目は存在しない。高等学校では大学受験の準備に多くの時間を費やすため、試験科目以外は最低限の学習しか行わない高校も多い<sup>40</sup>。また現段階では仕組みや制度が整っていないと考える教師も多い。現在の大学受験制度を考えると、高等学校に「金融」という科目を置くのは授業時間数の点、担当教員の準備の点を考えると非常に困難である。またたとえ導入したとしても試験科目外のため、選択する高等学校も少なくなるだろう。

一方、18歳人口のうち、大学・専門学校・高専・短大に進学するのは約8割であり<sup>41</sup>、残りの2割のうち、17%は就職する<sup>42</sup>。就職した場合、給与の管理や年金の支払い、保険について自分で管理しなければならなくなる。学生も一人暮らしを始めることで金融リテラシーが必要になる場面が増えるケースもある。このように高校生は社会人として自立するために必要な能力を養い、生涯的な生活設計・家計管理ができるようになる必要がある。

高等学校の教員の多くが金融教育は必要であるとしている。神戸大学経済経営研究所が2015年に行った意識調査では、高等学校教員の86%が金融教育は「必要である」と回答していて、「必要ではない」と回答しているのは僅か7%である。一方、学校全体の雰囲気として、金融教育を必要としているかの質問に対しては約25%が「必要としていない」と回答している。このことから学校全体と教師本人の意識に大きなギャップがあることがわかる。そして半数以上の教師が授業で金融教育を全く取り扱ったことがないと回答した金融教育が行

---

<sup>40</sup> 中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査（神戸大学経済経営研究所）

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>

<sup>41</sup> 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon5/1kai/siryo6-2-7.pdf>

<sup>42</sup> 18歳人口の分布図（文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2010/08/23/1296326\\_2\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2010/08/23/1296326_2_2.pdf)



える教員の不足も考えられるが、前述の表 5 をを見るとわかるように、学校に金融に詳しい教師はいるか、という質問に対し「いない」と回答した教師は約 10% である。金融教育は「必要である」と回答しており、人材もないわけではないのにも関わらず、金融教育は徹底されていないということがこの調査からうかがえる<sup>43</sup>。

現代社会の急速な変化に対応していくために、高等学校における金融教育の充実化が必要である。前述のように、授業の開設は難しいが、現在高等学校で行われている金融教育をより効果的なものに改善することは可能であると我々は考えた。そこで注目したのが家庭科の授業である。家庭科に注目した理由は以下の 2 点である。第一に金融リテラシーの学習目的と、家庭科の学習目的が非常に近い部分があるからである。もう一点は、現在の家庭科において金融リテラシーを含む内容が複数の章に点在しているからである。

家庭科の学習指導要綱と金融リテラシーの学習目的を比較する。家庭科の学習指導要綱では「生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭・地域の生活を想像する能力と実践的な態度を育てる」と、述べられている<sup>44</sup>。次に金融リテラシーも身に着ける目標としては「現代社会では、金融との関わりを持つことは避けられません。“生活スキル”として金融リテラシーを身に付ける必要があります」とある<sup>45</sup>。これはどちらも生活していくため、生きるために必要な力を養うための学習であるという意味を含んでいる。金融リテラシーは「生活に必要な知識と技術」の部分に大いに関わるものであるといえる。

---

<sup>43</sup> 中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査（神戸大学経済経営研究所）

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>

<sup>44</sup> 「高等学校学習指導要領解説家庭編」（文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2010/07/29/1282000\\_10\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2010/07/29/1282000_10_1.pdf)

<sup>45</sup> 「知るぼると」（金融広報中央委員会）

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/>

また家庭科の学習指導要綱を見ると、複数の章にわたり、金融や経済、消費生活に関係する事項があるとわかる<sup>46</sup>。必修科目である家庭科では、「家庭基礎」（2単位）・「家庭総合」（4単位）・「生活デザイン」（4単位）の中からひとつを選択することになっている。以下の【表9】は各科目の内容構成である。

5

科目	家庭基礎	家庭総合	生活デザイン
内容	①人の一生と家族・福祉 ②家族の生活と健康 ③消費生活と環境 ④ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	①人の一生と家族・家庭 ②子どもの発達と保育・福祉 ③高齢者の生活と福祉 ④生活の科学と分化 ⑤消費生活と資源・環境 ⑥ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	①人の一生と家族・福祉 ②消費生活と環境 ③家庭生活と技術革新 ④食生活の設計と調理 ⑤衣生活の設計と製作 ⑥住生活の設計とインテリアデザイン ⑦ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

【表9】 現行指導要綱における家庭科、技術・家庭科について（文部科学省）

この表をみると、どの科目も金融に関する事項が様々な項目に分かれていることがわかる。家庭基礎では①人の一生と家族・福祉において、ライフプランを学び、③の消費生活と環境の分野では契約やクレジットカードについて学ぶ。家庭総合においても同様に、①人の一生と家族・家庭、⑤消費生活と資源環境は金融教育に大きく関わる事項である。このように、金融に関する事項は教育に組み込まれているが、生徒たちがそれらを金融教育として意識することはない。家庭科ではその他の衣食住に関する内容や、こども・高齢者に関して等、内容が多岐にわたる。人生設計や金銭管理、消費生活については二次的なものと捉える場合もある。章が複数に跨ることで様々な観点から金融教育を行えるという利点もあるかもしれないが、「金融に関する学習」という意識を生徒が持たないことで、その後の金融に関する興味関心を得る機会を与えることもできない。また家庭科に含まれた重要な要素だと認識することもないだろう。そこで我々はこれらの金融に関する事項を一つにまとめた章を授業内容構成の一つに加えることを提案する。

<sup>46</sup> 「高等学校学習指導要領解説家庭編」（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/07/29/1282000\\_10\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/07/29/1282000_10_1.pdf)

まず、高校生が最低限身に着けるべき金融リテラシー・マップで確認する。

分野	分類	身に着けるべきレベル
家計管理	適切な収支管理	自分のために支払われている費用を知り、家計全体を意識しながらよりよい選択・意思決定ができる
生活設計	ライフプランの明確化 およびライフプランを 踏まえた資金の 確保の必要性の理解	職業選択と生活設計を関連付けて考え、生涯の 収支内容を理解して生活設計を立てる
金融知識及び金融 経済事情の理解と 適切な金融商品の 利用選択	金融取引のの 基本としての素養	契約および契約に伴う責任に関する理解を深めるとともに、 自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身に着ける
	金融分野共通	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、 預金、株式、保険などの基本的な金融商品の内容を 理解する
	保険商品	リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を 起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する 社会保険と民間保険の補完関係を理解する
	ローン・クレジット	貸与型の奨学金などのローンの仕組みを理解し、 返済方法や金利、延滞時の影響について理解する 各種カードの機能や使用上の留意点を理解し、 適切に行動する態度を身に着ける
	資産形成商品	基本的な金融商品の特徴とリスク・リターンの関係について 理解し、自己責任で金融商品を選択する必要があることを 理解する リスク管理の方法や定期的に貯蓄・運用し続けることの 大切さを理解する
外部の知見の 適切な活用	外部の知見と知見を 適切に活用する必要の 理解	トラブルに対処できる具体的方法を学び、 実際に行使できる技能を身に着ける

【表 10】 出所)「金融リテラシー・マップ」(知るぽると)

- 5 この表の家計管理・生活設計の2分野は特に家庭科の授業内容に含まれている部分である。また金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択の部分では、政治経済・現代社会において経済状況や制度について学ぶ機

会がある。しかし、その他の金融取引やローン・クレジット、保険商品や資産形成商品等、実際に今後自分が必ず必要となる知識について、家庭科の授業での教育が不足している。現在の家庭科では金融という章はないため、詳しくそれらについて授業を行うというよりは、教師が選択して必要な部分があれば扱うというケースが多い。我々は今まで複数章に跨っていた家庭科の金融教育部分をひとつにまとめることで、これらの実生活に身近な金融についての教育を効率的に行うことができると考えた。高校生に、より身近に金融教育を感じてもらうために、これらの実践的な内容の充実は効果的である。

- 10       では、複数の章をまとめ一つの章にする場合、既存の章の内容から抽出した内容を、どんな章でまとめるのか。例えば家庭基礎であれば4章を新設し、「金融と消費、人生設計」というように、章名に金融という言葉を使う。また家庭総合であれば、5章の名前を変更し、金融と生活設計、消費生活といったようにこちらも金融という言葉を入れる。このようにすることで、生徒に対しては
- 15       金融とは何かという疑問も生まれやすくなるし、教師も授業を一貫した流れで説明することができる。内容がまとまっていれば相乗効果で効果的な学習をすることができる。例えばライフプランを立てる授業では人生設計をすると同時にその時々で必要な資産や保険商品等を学ぶ。そうすることでより実践的に必要な金融知識を得るだけでなく、金融に関する知識の必要性を実感できるで
- 20       あろう。金融知識の必要性を実感することは、現在の日本の金融教育の大きな課題でもある。学校段階でそれを認識させる必要があることは間違いない。このように、「金融章」を作ることで社会人としての自立のための知識を高等学校でより効果的に得るべきであると我々は考える。

## 第 4 章 社会人に向けた金融経済教育について

### 第 1 節 社会人に向けた金融経済教育の問題点

- 5 本節では社会人における金融リテラシーについての問題点について述べる。今まで社会人に対して、投資教育を行う主体は企業・NPO法人・金融庁・保険会社や証券会社など様々である。ただどれもセミナーや書籍、電話相談などにとどまり自ら学ぼうという意識がなければ、意味がないものであった。また、保険会社や証券会社がCSRの活動の一環に行う社会人教育では、どうしても
- 10 金融商品を売ろうとする本質を出さずに行うことが難しいため、教育の公平性・中立性を保つのが難しい。

- しかし企業型確定拠出年金の導入により、企業による投資教育が義務付けられ少し現状が異なっている。平成 23 年度 8 月の確定拠出年金法改正により事業主による投資教育の努力義務が明確化され、今までは企業型確定拠出年金を加入時による教育のみ義務とされ、継続教育については行うことが好ましいとされていたが、継続教育も事業主の努力義務と位置づけられた<sup>47</sup>。しかし
- 15 確定拠出年金が導入されて 10 年以上が経ち、法改正により改善されたもの、未だに 4～5 割の企業が継続教育を行っていないのが現状である。(図 1 参照)
- 20 また、導入時には確定拠出年金運営団体に教育を委託する企業が多いのに対し、継続教育では企業が主体に行うものが多く、内容や質、量なども企業によって異なる<sup>48</sup>。

さらに中小企業では企業型確定拠出年金を導入することは負担が大きいことが考えられる。導入時の様々な手続き、デフォルト商品など加入者への選択肢

---

<sup>47</sup> 平成 26 年 11 月 企業年金連合会 「企業型確定拠出年金 投資教育ハンドブック」

確定拠出年金制度に関する実態調査（平成 25 年）より抜粋  
[http://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/files/dc\\_handbook.pdf](http://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/files/dc_handbook.pdf)

<sup>48</sup> 平成 24 年 11 月 NPO401k 教育協会 「2012 年度継続教育に関するアンケート」

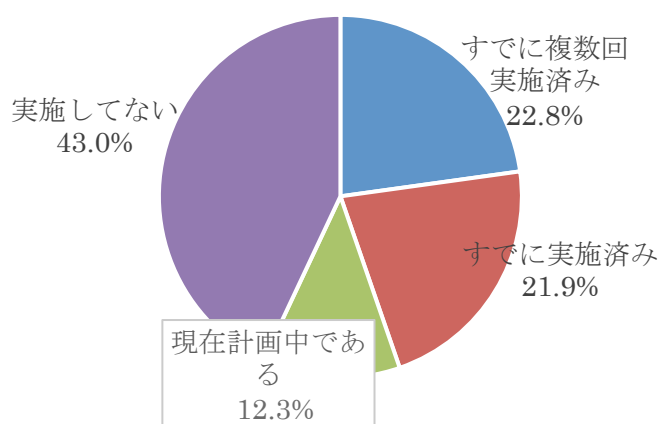
[http://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2012/11/report\\_2012\\_keizoku.pdf](http://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2012/11/report_2012_keizoku.pdf)

の定時、その他管理、投資教育など行わなければならないことが多く、中小企業にはきびしいというのが現状である<sup>49</sup>。それに関して現在平成27年度の国会で中小企業の確定拠出年金導入時の手続きを大幅に緩和する「簡易型DC制度」や中小企業が従業員の個人型DCによる拠出に上乗せして事業主拠出を行っても良いという「個人型DCへの小規模事業主掛け金納付制度」の2つの制度の導入などの法改正案が国会で検討されている<sup>50</sup>。

この法改正が実現されれば確かに中小企業の負担は減るかもしれないが、「簡易型DC制度」では導入時の負担の軽減だけなので、継続教育の実施が依然と同様に困難である、「個人型DCへの小規模事業主掛け金納付制度」によって個人型確定拠出年金が増え、中小企業による企業型確定拠出年金が減り、投資教育が不十分になってしまうなどの問題が考えられる。

以上をまとめると社会人の金融教育の問題点は教育を行う主体の公平性・中立性の確保の難しさ、教育内容の統一化、確定拠出年金における中小企業への負担の多さ、及び継続教育の困難性が挙げられる。

〔図1〕 2012年11月 NPO401k教育協会調べ  
確定拠出型年金・継続教育導入企業



15

<sup>49</sup> 平成26年度9月11日 社会保障審議会企業年金部会 資料5「中小企業の企業年金をめぐる現状」

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000057730.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000057730.pdf)

<sup>50</sup> 平成27年度 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 概要

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf>

## 第2節 社会人に向けた金融経済教育への提案

以上の問題点をふまえ、本節では社会人に向けた金融経済教育について述べていく。

- 5 確定拠出年金法に対する世の中の関心の高さから、社会人に対しては企業に勤める人々とそうではない人々に分け教育を行い、前者に対しては確定拠出年金を利用したもの、後者には金融トラブルに関連させて社会人教育への提案をすることとする。

### 10 <企業による金融経済教育>

- 企業に対しての提案は問題点でも述べたが、投資教育を行う努力義務を定めている企業型確定拠出年金法をベースに述べていく。提案は「金融庁に指定されたDC教育団体に、企業は導入時教育・継続教育を依頼しなければならないという義務を確定拠出年金法に加える」というものである。最初に社会人教育の問題点を再確認し、この提案によりそれぞれの問題点がどう改善されるのかを挙げながら、この案の詳細を説明していく。

- 社会人教育の問題点は前節で述べた通り、教育を行う主体の公平性・中立性、内容の統一、中小企業の負担、継続教育が問題であり、その問題点を改善していく必要がある。提案では、金融庁が今までの投資教育に加えて、基本的な金融についての教育もおさらいして行えるよう、教育主体を指定することで公平性・中立性を保つ。その際指定団体を選ぶ基準を考える必要がでてくる。その基準で最低限必要なことは、1.金融・経済についてしっかりとした知識や判断力を持っていること、2.誰かしらに利益が出るような偏った教育を行わないこと、などが挙げられる。それらを考慮すると、指定する団体は金融庁直属の金融中央広報委員会や消費者庁の国民消費者センター、金融教育に関する各NPO法人が望ましいと考えられる。その指定した団体に企業は金融教育を受ける義務を負うという提案なので、従業員は公平・中立な金融経済教育を企業間の差がなく、うけることができる。

- 30 企業間の差がないと、確定拠出年金教育は福利厚生の一つであるとも考えら

れるので、福利体制にも差がなくなってしまうという事も考えられそうだが、従業員が金融リテラシーが向上し、各企業が企業型DCで用意するデリバティブ商品の良し悪しも理解できるので、その各企業が用意するデリバティブ商品の内容が福利厚生の一つに新しくなると考えられる。また今までの投資教育に加えて、学校教育で教わった金融の基礎の復習も行うことで、金融についての考え方を実践的なものと同時に学ぶことが出来るので身に付きやすい。それによって、生涯における正しい資産運用が可能になると期待できる。

次に中小企業への負担についてだが、それに対しては「企業規模別累進教育費」を提案したいと思う。簡単に言うと教育にかかる費用を大企業からは多くとり、中小企業からはあまりとらないようにしようという事である。これにより継続して教育を行う際の負担も軽減も可能になり、現在国会で検討中の「簡易型DC制度」で確定拠出年金の導入時の負担が減ることも加えて中小企業の負担が大幅に軽くなる事が期待できる。中小企業の負担が減れば、確定拠出年金を導入する企業も増えるであろう。また福利厚生の面も考慮すると「個人型DCへの小規模事業主掛け金納付制度」ではなく、企業型DCで従業員に金融経済教育を受けることのできる場を用意したほうが良いと考えられる。

「企業規模別累進教育費」ではその名の通り、大企業の負担が大きくなるわけだが、国民年金だけでは厳しい現状で企業型確定拠出年金をやめようとするとはあまり考えられない。したがって、確定拠出年金を導入する企業は増えていくと期待できるので、企業に所属している人に金融経済教育をいきわたらせることが可能になる。

まとめると、企業規模別累進教育費を含んだ「金融庁に指定されたDC教育団体に、企業は導入時教育・継続教育を依頼しなければならないという義務を確定拠出年金法に加える」という提案により、企業型確定拠出年金を根本にした金融経済教育を充実させ、企業型確定拠出年金を導入する企業も増やし、企業に所属する人々が正しい資産運用を行えるようになり、金融リテラシーの向上も見込める、ということである。



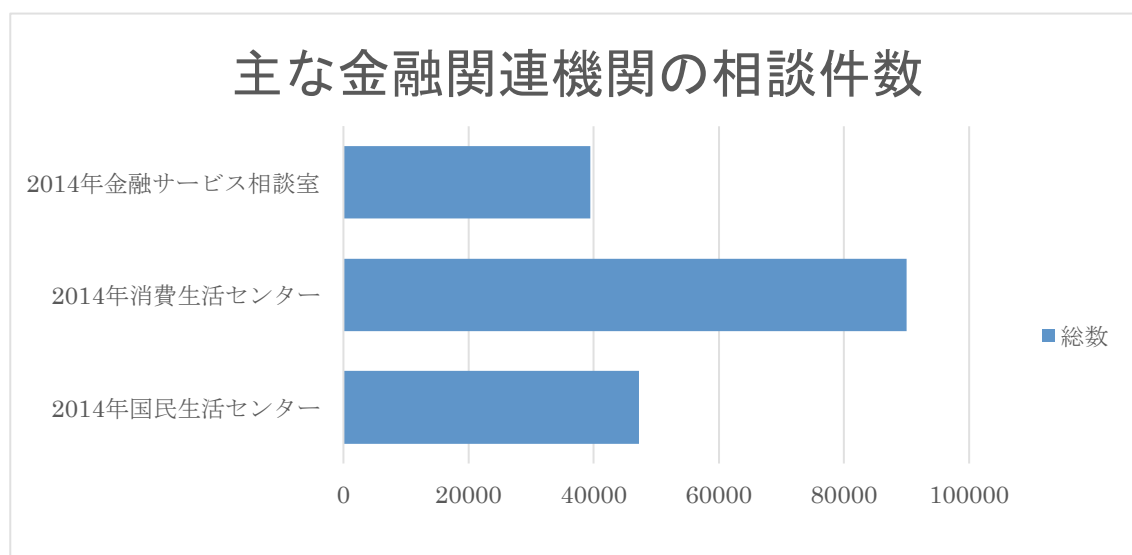
## 第 5 章 金融トラブル対策について

### 第 1 節 金融トラブル対策の現状と問題点

5 この節では金融トラブル対策についての現状とそこから見える問題点について述べていく。

近年、金融商品・サービスが絡んだトラブルが多く存在するということは新聞やニュースでもよく見聞きする。国民生活センターや消費生活センター、金融サービス利用者相談室への金融関連商品・サービスに関する相談件数は年間

10 で 20 万件近くにまで及んでいる。



【図 2】

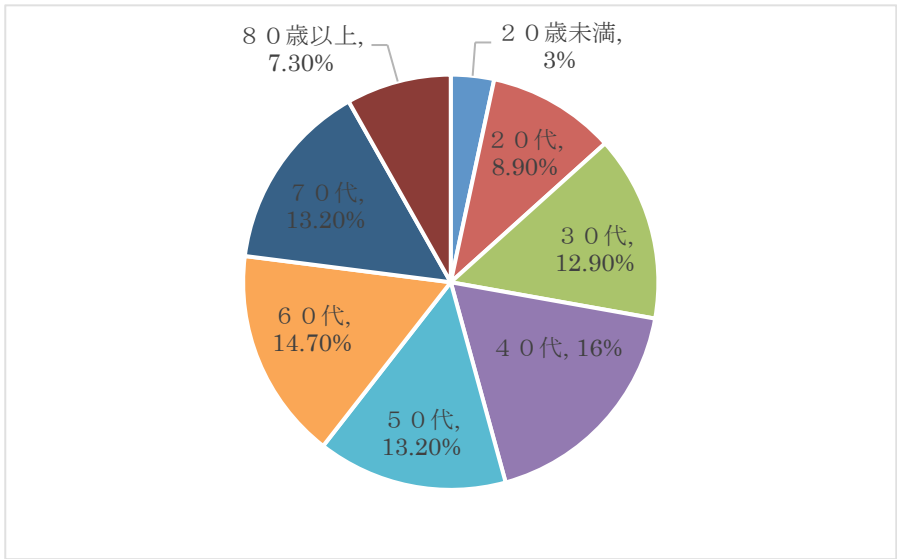
(参照) 国民生活センターホームページ、消費者庁「消費者白書」、金融庁「金融サービス相談室における相談件数の推移」より引用

15

また、高齢者の金融トラブルの割合が大きくなっているのも大きな問題である。今後の高齢化社会を考慮すると高齢者の金融に関するトラブルはさらに増加していくことも考えられる。消費者庁の発表している消費者白書によると消費者トラブル相談の約 4 割が 60 代以上となっている<sup>51</sup>。

<sup>51</sup> 消費者庁「平成 27 年度版消費者白書」

<http://www.caa.go.jp/information/hakusyo/2015/honbun.html>

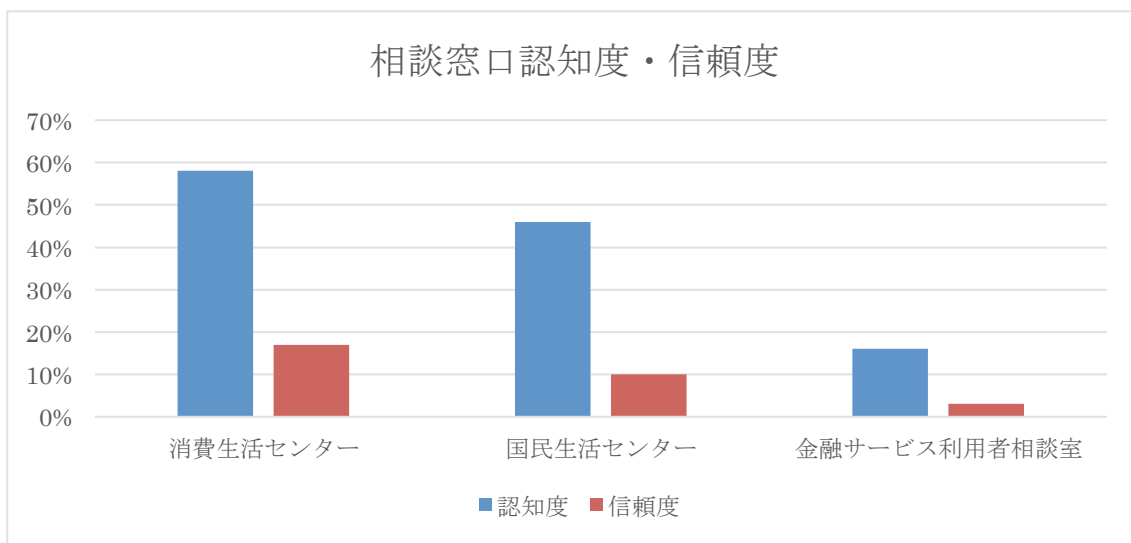


【図 3】（参照）消費者庁「消費者白書」より引用

5 現在行われている金融トラブル対策は、金融庁、消費生活センター、警察と  
 いった公共機関、法律事務所や保険会社などの私企業、日本FP協会などのNPO  
 法人が中心となって行われていて、内容はトラブル相談や教材作成、セミナー  
 開催などが中心である。しかし、これらの取り組みが効果を発揮しているとは  
 言えないのが現状である。

10 例えば、NPO 法人の金融知力普及協会の報告書によるとセミナーなどの教育  
 活動はなかなか利用者増加傾向にはならず、自主参加という形での普及は停滞  
 状況である<sup>52</sup>。また相談室の方も認知度や信頼性が低いのが問題になっており、  
 相談に行かないという人も多く存在している。

<sup>52</sup> 金融知力普及協会「2014年度事業報告書」  
<http://apfl.or.jp/wp-content/uploads/2015/04/8bccc2569b60d06f977ec986a0ca642e.pdf>



【図 4】（参照）内閣府「国民生活選好度調査」（2008 年）より引用

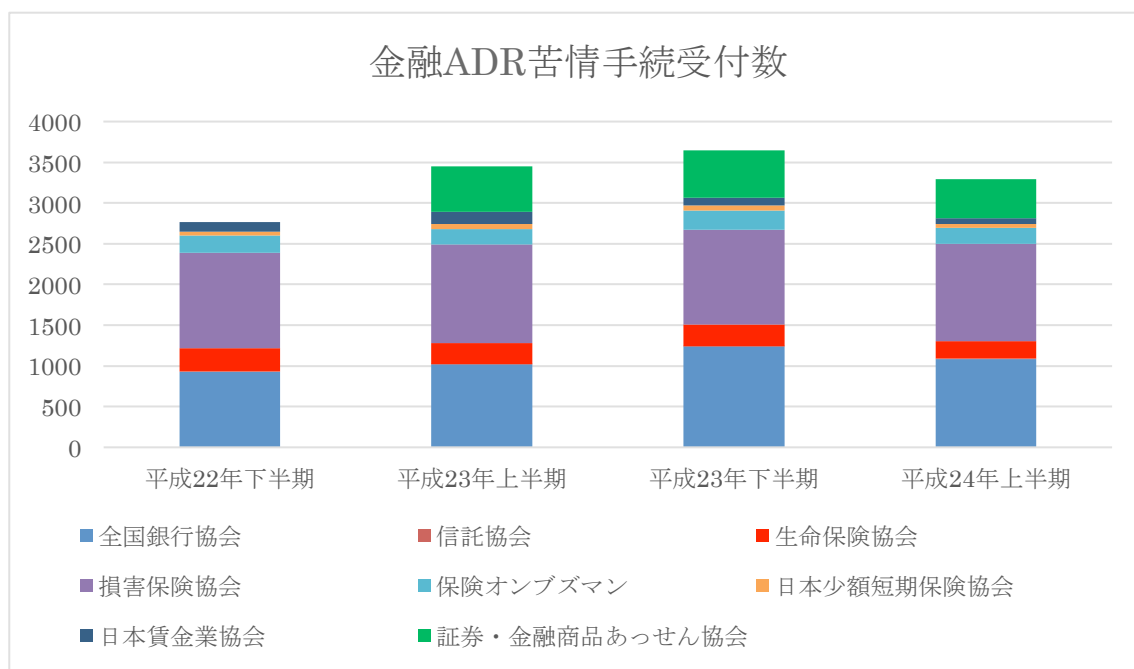
このように認知度や信頼度は低くなっている要因として考えられるのは相談施設が乱立し、複雑化していることや各保険会社や証券会社にいる金融教育が金融商品のプロモーション活動と区別されていないといったことが挙げられる。

また、現在行われている金融トラブルの解決策として金融 ADR 制度というものがある。ADR 制度とは裁判外紛争解決制度のことで、その金融関連のものを金融 ADR 制度と言う。現在のこの制度は金融機関と利用者のトラブルを業界ごとに設立された金融 ADR 機関において、中立・公正な専門家が和解案の提示などをして裁判外で解決を図る制度である。主に金融機関に対して苦情の内容を通知して迅速な処理を求める「苦情処理手続」と紛争解決委員によって行われる「紛争解決手続」に分かれている。この金融 ADR 制度のメリットとして挙げられるのは裁判に比べ簡便かつ迅速、費用が無料又はかかっても安価、情報非公開といったことがある。現在の金融 ADR 制度は全国銀行協会、生命保険協会、損害保険協会、信託協会、保険オンブズマン、日本少額短期保険協会、日本貸金業協会、証券・金融商品あっせん相談センターの 8 つの機関を紛争解決機関として指定し、それぞれの機関が対応にあっている。

その結果、発足以来一定数の利用者（図 4）は維持しているがまだまだ普及

しているとは言えないのが現状である。その理由として考えられるのは利用者からすると信頼感がまだまだ足りていないことや、業態別に分かれているのでわかりづらい、金融商品が複雑化し一つの窓口であらゆる種類の金融商品を購入できるためどこに相談すればよいのかわからないなどがある。

5



【図 5】（出典）金融庁「第 44 回金融トラブル連絡調整協議会資料」より引用

10

## 第 2 節 金融トラブル対策についての提案

この節では前節で述べた金融トラブルに関する現状と問題点を踏まえ、それを解決していくための具体的な解決策を提示していく。

15

金融トラブルの対策をしていくには「事前予防になるもの」と「トラブル発生後の事後解決策」の二つが必要になってくる。事前予防として私生活に必要なリテラシーを定着することが求められ、消費者側がどこに頼ればよいのが明確になることが必要である。事後対策としてはリテラシーを発揮しやすい環境整備が必要となってくる。

事前予防としては主に高齢者に向けた提案をしていく。

一つ目としては高齢者が集まりやすい公民館や集会所での出張講座の実施である。金融トラブルの専門家を全国のこれらの場所に派遣し情報提供や注意喚起を徹底的に行っていくことで、高齢者にも金融トラブルについても考えてもらう機会を与えていく。さらに、お知らせのパンフレットの配布や携帯電話の所有者にはメールマガジンのようなものの登録をしてもらうなどをして、常に最新の情報や注意すべき悪徳商法の手口などを高齢者にもわかりやすくした形で配信していき、常に情報に触れることを推進していくことが可能になる。高齢者の携帯電話普及率が上がってきていることを踏まえると、これらの施策を行うこともできると考えられる。

事後対策としては相談室の強化や連携も提案していく。これは相談室が多くて一元化されていないことを踏まえてそれぞれの連携を強化することで利用者の認知度の上昇や利用しやすさの改善に取り組んでいく。例としては、それぞれのサイト間で相互リンクを作っていくことや金融トラブル相談ガイドを作成し、どのトラブルがどこに相談すべきといったものを明示していくといった取り組みが挙げられる。

事後対策の二つ目として「金融 ADR 制度の統一化」を提案していく。現在 8 つに分かれている金融 ADR 機関の上に 1 つのトップとなる組織を設立することで、利用者はその機関に相談すればそこから問題をそれぞれの指定機関に分別しての対応をしてもらうことが可能になり、信頼感や利便性の強化が見込まれる。将来的に金融商品がさらに複雑化しても対応がしやすくなることや、現在指定金融 ADR 機関がない業態についての対応などにおいても相談を受け付けやすくなる。さらに金融機関側としてもそれぞれの機関の連携がとりやすくなり、判断基準の明確化や情報共有による利用者傾向などの把握がしやすくなるなどのメリットがある。

また、金融 ADR 制度を広めていくという面でもそれぞれが広報するよりも 1 つの機関で広報していくことで国民全体に制度の仕組みを知ってもらうことが可能になることや、利用手順などの理解を深めていくことが可能になる、ということである。

## 終章

金融教育は、義務教育段階で基礎知識をつけるものであること、実際に金融商品扱う人は子供ではなく大人であること、金融トラブルを未然に防ぐためのものであることの3点を踏まえ、本稿では学校教育における金融教育、社会人に対する金融教育、金融トラブルについての対策、の3本構成で金融リテラシーについての提案を行った。

社会人に対する金融教育の提案によって、金融リテラシーを持った大人が増えるということは、家庭内での金融教育の充実にも繋がると考えることができ、学校教育と家庭の両方から金融というものを考えることのできる機会が得られると考えられる。日本での金融教育の理想はこの形だろう。学校で金融や経済の仕組み、金融トラブル防止策を学び、家庭でお金・金融の役割を、預貯金などを通して実際に体験することで、本当の意味での金融教育を行えるのではないかと考えられる。

日本全体で金融教育をより浸透させることができれば、自身のライフスタイルに合わせて適切な意思決定のもと、金融商品・取引を選択することのできる知識力・理解力・判断力を身に付けることができ、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことが出来る、と信じている。本稿によって更なる金融教育の発展を願う。

<参考文献>

- ・新保恵志(2012)「金融・投資教育のススメ-投資教育の学び方と投資教育のあるべき姿」、一般社団法人金融財政事情研究会。
- ・消費者庁(2013)「平成 25 年度版消費者白書」、全国官報販売協同組合。
- 5 ・藤田勉 (2009)「はじめてのグローバル化金融市場論」、毎日新聞社

<参考資料>

- ・知るぽると HP <http://www.shiruporuto.jp>
- ・消費者庁 HP <http://www.caa.go.jp>
- 10 ・金融庁 HP <http://www.fsa.go.jp>
- ・文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp>
- ・消費者庁 HP <http://www.caa.go.jp>
- ・大和証券グループ HP <http://www.daiwa.jp>
- ・みずほ証券 HP <http://www.mizuho-sc.com/index.html>
- 15 ・「金融リテラシー・マップ」(金融広報中央委員会「知るぽると」)  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/> (アクセス 8 月 22 日)
- ・木田幹久「10%-成長続ける非現金決済市場」MRI マンスリーレビュー2015年 4 月号 <http://www.mri.co.jp/opinion/mreview/number/201504.html> (アクセス 9 月 7 日)
- 20 ・金融知力普及協会「2014 年度事業報告書」  
<http://apfl.or.jp/wp-content/uploads/2015/04/8bccc2569b60d06f977ec986a0ca642e.pdf> (アクセス 9 月 18 日)
- ・「金融教育に関する国際比較」金融庁  
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050524-1/02.pdf> (アクセス 9
- 25 月 18 日)
- ・「金融経済教育研究会報告書」(金融庁)  
<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130417/01.pdf> (アクセス 9 月 22 日)
- ・大橋善晃「FSA 主導による「金融に関する消費者教育」への取り組み」平成 21 年 2 月 16 日 [http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/0902\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/0902_01.pdf) (アクセス
- 30 ス 9 月 25 日)

- ・「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向」（金融広報中央委員「知るぽると」）  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>（アクセス 9 月 25 日）
- 5 ・大橋善晃「英国の消費者金融教育を主導する独立機関 MAS」平成 24 年 11 月 1 日 [http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1211\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1211_01.pdf)（アクセス 10 月 3 日）  
 ・「個人の金融教育のガイドラインと到達目標」（ジャンプスタート個人金融教育連盟）
- 10 <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/sisin2002/pdf/betsu7-2.pdf>（アクセス 10 月 7 日）  
 ・中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査（神戸大学経済経営研究所）  
<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>（アクセス 10 月 7 日）
- 15 ・「平成 25 年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果（概要）」国立教育製作研究所生活指導・進路指導研究センター  
<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/i-ship/h25i-ship.pdf>（アクセス 10 月 9 日）
- 20 ・「金融教育の経験・満足度ともに日本の大学生は米国の 1/2 日本の大学生の生活設計力の欠如が明らかに」  
[http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR\\_JP\\_240412.shtml](http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR_JP_240412.shtml)（アクセス 10 月 9 日）  
 ・家森信善「中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査」
- 25 神戸大学経済経営研究所,2015 年 5 月 17 日  
<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>（アクセス 10 月 10 日）  
 ・「文部科学省における金融経済教育の取組について」  
 文部科学 MEXT ,平成 26 年 11 月 11 日
- 30 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai04/siryou7.pdf>（アクセス 10 月 10 日）



- ・「金融教育のねらいと基本的な性格」（金融広報中央委員会「知るぽると」）  
<http://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program101.html>（アクセス 10 月 11 日）
- ・「金融制度ロードマップ」（野村総合研究所）
- 5 [http://fis.nri.co.jp/ja-JP/publication/kinyu\\_itf/backnumber/2014/12/201412\\_rm.html](http://fis.nri.co.jp/ja-JP/publication/kinyu_itf/backnumber/2014/12/201412_rm.html)（アクセス 10 月 11 日）
  - ・18歳人口の分布図（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/\\_\\_icsFiles/afiefieldfile/2010/08/23/1296326\\_2\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/__icsFiles/afiefieldfile/2010/08/23/1296326_2_2.pdf)（アクセス 10 月 12 日）
- 10 ・中学校および高等学校の教員の金融・保険教育に対する意識調査（神戸大学経済経営研究所）  
<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2015-J07.pdf>（アクセス 10 月 14 日）
  - ・「高等学校学習指導要領解説家庭編」（文部科学省）
- 15 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afiefieldfile/2010/07/29/1282000\\_10\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afiefieldfile/2010/07/29/1282000_10_1.pdf)（アクセス 10 月 14 日）
  - ・金融庁「最低限身につけるべき金融リテラシー（4分野・15項目）について」平成 25 年 11 月 29 日  
<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1.html>（アクセス 10 月 14 日）
- 20 ・平成 26 年 1 1 月 企業年金連合会 「企業型確定拠出年金 投資教育ハンドブック」確定拠出年金制度に関する実態調査（平成 25 年）  
[http://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/files/dc\\_handbook.pdf](http://www.pfa.or.jp/jigyو/jimushien/files/dc_handbook.pdf)（アクセス 10 月 16 日）
  - ・「金融教育の手引き」（金融中央広報委員会）
- 25 <http://www.shiruporuto.jp/teach/school/tebiki/pdf/tebiki.pdf>（アクセス 10 月 16 日）
  - ・18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移（内閣府）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon5/1kai/siryo6-2-7.pdf>（アクセス 10 月 16 日）
- 30 ・平成 24 年 11 月 NPO401K 教育協会 「2012 年度継続教育に関するアンケート

ート

[http://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2012/11/report\\_2012\\_keizoku.pdf](http://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2012/11/report_2012_keizoku.pdf) (アクセス 10 月 17 日)

・「グローバルに拡大する金融教育のニーズと英国における金融教育の動向」(金融  
5 広報中央委員会「知るぽると」)

<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report3/pdf/ron100816.pdf> (アクセス 10 月 18 日)

・「金融に関する消費者アンケート調査」(金融広報中央委員会「知るぽると」)

10 <https://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/enqu2008/pdf/08enqu1.pdf> (アクセス 10 月 22 日)

・「金融教育および金融分野に関する情報や知識に関する意識や実態」

[http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR\\_JP\\_240412.shtml](http://www.visa-asia.com/ap/jp/mediacenter/pressrelease/NR_JP_240412.shtml) (アクセス 10 月 23 日)

15 ・平成 26 年度 9 月 11 日 社会保障審議会企業年金部会 資料 5「中小企業の企業年金をめぐる現状」

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000057730.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000057730.pdf) (アクセス 10 月 23 日)

・平成 27 年度 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 概要

20 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf> (アクセス 10 月 23 日)

・「平成 27 年度版消費者白書」消費者庁

<http://www.caa.go.jp/information/hakusyo/2015/honbun.html> (アクセス 10 月 23 日)

・「第 44 回金融トラブル連絡調整協議会資料」金融庁

25 [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_trouble/siryoku/20121122.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryoku/20121122.html) (アクセス 10 月 24 日)